

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設の 設計及び工事の計画の認可申請についての審査結果

原規規発第 2206149 号
令和 4 年 6 月 1 4 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）濃縮・埋設事業所の加工施設に関する設計及び工事の計画の認可申請書（令和 4 年 4 月 5 日付け 2022 濃計発第 1 号をもって申請、令和 4 年 6 月 8 日付け 2022 濃計発第 13 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであるかどうか、法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号の規定による法第 16 条の 4 の技術上の基準として定める加工施設の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、法第 16 条の 2 第 3 項各号のいずれにも適合しているものと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請に係る設計及び工事の計画は、平成 29 年 5 月 17 日付け原規規発第 1705174 号をもって変更の許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）に対応する設計及び工事の計画の申請のうち廃棄物建屋の増設（以下「本件工事」という。）に関するものである。

なお、当該加工事業変更許可申請書に対応する設計及び工事の計画の申請状況については別添 1 のとおり。

本申請においては、以下の内容について申請を行うものである。

- (1) 雑固体廃棄物を貯蔵する B ウラン濃縮廃棄物建屋を増設する。
- (2) B ウラン濃縮廃棄物建屋に非常用設備として、自動火災報知設備、消火器、非常用照明等を設置する。
- (3) B ウラン濃縮廃棄物建屋に通信連絡設備として、ページング装置を設置する。

3. 法第16条の2第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請が加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものであるかどうかに関して、申請書添付書類のうち「加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」により、以下のとおり確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

- (1) 基本設計方針については、加工事業変更許可申請書に記載された設計方針と整合しており、本申請の範囲において必要な事項が含まれていること。
- (2) 申請対象建物及び申請対象機器等(2.(1)から(3)までに示す建物及び機器等をいう。以下同じ。)の種類、能力等の仕様については、加工事業変更許可申請書に記載された仕様、設計方針及び評価等の条件と整合していること。
- (3) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、加工事業変更許可申請書等(法の一部改正に伴う令和2年4月1日付けの届出¹を含む。)に記載された体制の整備に関する事項を踏まえて、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の要求事項にのっとり、体制を構築し、計画に従って設計、工事及び検査を行うものとしていること。

4. 法第16条の2第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、

- ・新たに設計及び工事の計画の対象となった申請対象建物及び申請対象機器等に関連する条文への適合性
- ・技術基準規則各条文に規定される要求事項、工事中の施設管理、安全管理等を踏まえた工事の方法の適切性

の観点から以下のとおり確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第2号の規定に適合しているものと認める。技術基準規則各条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等の一覧を別添2、技術基準規則各条文への適合性を確認するに当たり参照した書類の一覧を別添3に示す。なお、技術基準規則各条文への適合性のうち、以下に記載していない事項については本申請による変更が既認可(新規基準への適合に関する設計及び工事の計画の認可を受けたものをいう。以下同じ。)の設計及び工事の方法に影響を与えないものであることを確認した。

(1) 技術基準規則第5条(安全機能を有する施設の地盤)

技術基準規則第5条において、安全機能を有する施設は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第17号。以下

¹ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第1項で準用する第4条第1項に基づく届出書(2020濃計発第1号)

「事業許可基準規則」という。)第6条第1項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならないことと規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物の設計について、第2類の建物に適用される静的地震力が作用した場合でも十分に支持することができる地盤に杭基礎により設置するよう設計している。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、申請対象機器等を設置する申請対象建物を十分な支持力を有する地盤に杭基礎により設置するよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第5条の規定に適合していることを確認した。

(2) 技術基準規則第6条（地震による損傷の防止）

技術基準規則第6条において、安全機能を有する施設は、これに作用する事業許可基準規則第7条第2項の規定により算定する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならないこと等と規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物及び申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

① 建物

- a. 既認可の基本設計方針のとおり、Bウラン濃縮廃棄物建屋を第2類に分類している。
- b. 建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数に耐震重要度分類に応じた割り増し係数（第2類：1.25）を乗じた地震力と建築基準法施行令第82条に基づき、長期荷重（固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）を組み合わせ、各部材に発生する応力に対し、鋼構造設計規準（2005）（日本建築学会）等の規格に基づき、使用材料の許容応力を下回るとともに、保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回るよう設計している。
- c. 隣接する建物との距離について、建物の相対変位を考慮しても衝突しないよう建物間の距離（クリアランス）を確保するよう設計している。

② 設備・機器

- a. 既認可の基本設計方針のとおり、非常用設備の自動火災報知設備、通信連絡設備のページング装置等を第3類と分類している。
- b. 非常用設備の自動火災報知設備、通信連絡設備のページング装置等は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数を2割増しして算定

した地震力と、通常の運転時の状態で作用する荷重とを組み合わせた上で、これらにより各部材に発生する応力に対し、建築設備耐震設計・施工指針（2014）（日本建築センター）等の規格に基づき、使用材料の許容応力を下回るよう設計している。

- c. 上位の耐震重要度分類の機器等への波及的影響の考慮については、申請対象機器等に第1類及び第2類の機器等はなく、第2類であるBウラン濃縮廃棄物建屋の耐震性に影響を及ぼす大規模な機器等がないことから、波及的影響が生じるおそれはない。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、耐震重要度に応じた地震力等により各部材に発生する応力に対し、使用材料の許容限界を下回るよう設計していること等を確認したことから、技術基準規則第6条の規定に適合していることを確認した。

（3）技術基準規則第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）

技術基準規則第8条において、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならないこと、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならないこと等と規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物及び申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

① 建物

- a. 風、積雪及び竜巻に対する設計として、既認可の基本設計方針のとおり荷重を設定し、発生する応力が許容応力を下回るとともに、建物の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回るよう設計している。
- b. 降水に対する設計として、既認可の基本設計方針のとおり降水量を考慮し、建物屋根部の水勾配及び雨どいにより雨水を排水するとともに、雨水浸入防止策として基礎高さ約200mmを有するよう設計している。また、敷地内に排水路を設け、雨水が滞留し、大量の雨水が施設に浸水しないよう設計している。

② 設備・機器

- a. 風、低温・凍結、高温、降水及び積雪に対する設計として、防護対象機器である自動火災報知設備は、既認可の基本設計方針のとおり、建物内に設置することにより防護するよう設計している。
- b. 竜巻に対する設計として、B ウラン濃縮廃棄物建屋に収納するドラム缶は、既認可の基本設計方針のとおり、固縛により、設計飛来物の衝突による建屋損傷時に飛散しないよう設計している。

なお、生物学的事象、森林火災、落雷、火山の影響、近隣工場等の火災、電磁的障害及び化学物質の放出については、申請対象建物及び申請対象機器等のうち、防護対象施設に該当するものはないとしている。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、外部からの衝撃による損傷の防止のための防護措置が講じられたものであることを確認したことから、技術基準規則第8条の規定に適合していることを確認した。

(4) 技術基準規則第11条（火災等による損傷の防止）

技術基準規則第11条において、安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、事業許可基準規則第5条第1項に規定する消火設備及び警報装置が設置されたものでなければならないこと、安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならないこと等と規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物及び申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

- a. B ウラン濃縮廃棄物建屋については、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく準耐火建築物とし、防火壁等により区画し、火災の延焼を防止するよう設計している。
- b. B ウラン濃縮廃棄物建屋には、消防法(昭和23年法律第186号)に基づき、自動火災報知設備の感知器を設置し、火災の発生を感知器により検知し、中央制御室に警報を発するよう設計している。また、申請対象機器等の電気・計装ケーブルについては、難燃性の材料を用いるか、又は金属製の盤内に収納するよう設計している。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、消防法に基づ

く自動火災報知設備を設置するよう設計していること、可能な限り難燃性の材料を用いるよう設計していること等を確認したことから、技術基準規則第11条の規定に適合していることを確認した。

(5) 技術基準規則第13条（安全避難通路等）

技術基準規則第13条において、加工施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明並びに設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源が設けられていなければならないことと規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物及び申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

- a. B ウラン濃縮廃棄物建屋には、消防法及び建築基準法に基づき、誘導灯及び非常用照明を配置した安全避難通路を設置するよう設計している。
- b. 誘導灯及び非常用照明は、避難口及び避難の方向を明示するよう設計しており、外部からの電源が喪失した場合にも機能を維持するため、蓄電池を内蔵し、ディーゼル発電機に接続するよう設計している。

なお、B ウラン濃縮廃棄物建屋は、設計基準事故は想定されず、申請対象機器等を含め、設計基準事故時の影響を受けないものではないとしている。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、誘導灯及び非常用照明を配置した安全避難通路を設置すること並びに照明用の電源が喪失した場合においても誘導灯及び非常用照明が蓄電池及びディーゼル発電機により機能を損なわないよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第13条の規定に適合していることを確認した。

(6) 技術基準規則第14条（安全機能を有する施設）

技術基準規則第14条において、安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならないこと、安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならないこと等と規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象建物及び申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

- a. 通常時に想定される圧力、温度等を考慮した材料を用いること等により、

安全機能が発揮できるよう設計している。

なお、B ウラン濃縮廃棄物建屋においては、設計基準事故は想定されず、申請対象機器等を含め、設計基準事故時の影響を受けるものではない。

- b. 安全機能を確認するための検査又は試験及び健全性維持のための保守又は修理ができるよう、機器の配置等を考慮して設計している。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること並びに別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象建物及び申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、通常時に想定される環境条件においてその安全機能を発揮できるよう設計していること並びに安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第14条の規定に適合していることを確認した。

(7) 技術基準規則第25条（通信連絡設備）

技術基準規則第25条において、事業所には、設計基準事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならないこと等と規定されている。

申請者は、既認可の基本設計方針に基づき、申請対象機器等の設計について、以下のとおりとしている。

- a. 事業所内の要員に指示を行うため及び事業所内の関係箇所との通信連絡を行うため、B ウラン濃縮廃棄物建屋には、有線の所内通信連絡設備であるページング装置を設置するよう設計している。また、ページング装置は、既設のページング装置の系統に接続し、サイレンを鳴動させるための警報機能を有するよう設計している。
- b. ページング装置は、外部電源が期待できない場合においても、非常用電源設備及びバッテリーに接続することにより動作可能なよう設計している。

なお、中央制御室、緊急時対策所等に無線の所内携帯電話及び業務用無線設備を設置又は配備し、有線のページング装置と合わせて通信方式の多様性を確保することについては、既認可の設計から変更がないものとしている。

規制庁は、本条文への適合性に関連する基本設計方針が既認可のとおりであること及び別添2の一覧に記載した本条文への適合性に関連する申請対象機器等に対して、別添3の一覧に記載した書類により、加工施設内の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を有する通信連絡設備を設置するよう設計していることを確認したことから、技術基準規則第25条の規定に適合していることを確認した。

(8) 工事の方法について

申請者は、保安規定に基づき、加工事業変更許可申請書、本申請書の基本設計方針、適用規格及び基準並びに技術基準規則の各条文に規定される要求事項を踏まえて、期待される機能を確実に発揮できるように工事計画を策定し、工事の手順及び留意事項に従って施工管理を行うとともに、本件工事に際して、認可を受けた設計及び工事の計画に従っていることについて適時に検査を実施している。また、工事に係る安全管理として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき労働災害を防止するほか、作業場所の区画の設定、関係者以外の立入制限、火気作業時の防火対策、管理区域内作業時の作業管理要領書の策定等を行うとしている。

規制庁は、申請書本文及び申請書添付書類のうち「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」により、技術基準規則の各条文に規定される要求事項に適合するよう工事を行うこと、認可を受けた設計及び工事の計画に従っていることを適時に検査すること並びに工事中の放射線管理や他の設備に対する悪影響防止対策等を行うことを確認したことから、工事の方法が適切であり、技術基準規則の各条文の規定に適合していることを確認した。

加工事業変更許可申請書に対応する設計及び工事の計画の申請の内容等

1. 新規制基準への適合に関する申請（全て認可済）

<p>(1) 第1回（平成30年9月7日申請、令和元年10月11日認可） 対象：核燃料物質の検査設備の更新、建物（ウラン濃縮建屋のうち中央操作棟）の耐震設計条件の変更等</p>
<p>(2) 第2回（平成31年4月24日申請、令和元年12月26日認可） 対象：非常用設備（ディーゼル発電機）及び建物（補助建屋）の耐震設計条件の変更等、非常用設備（ディーゼル発電機制御盤）の更新等</p>
<p>(3) 第3回（令和元年9月10日申請、令和2年3月26日認可） 対象：カスケード設備及び建物の耐震設計条件の変更、自動火災報知設備の設置・更新、貯水槽の設置等</p>
<p>(4) 第4回（令和2年12月24日申請、令和3年7月26日認可） 対象：カスケード設備、UF₆処理設備、気体廃棄物の廃棄設備等の耐震設計条件の変更、地震発生時のUF₆の排気のためのインターロックの設置、無停電電源設備の更新等</p>
<p>(5) 第5回（令和3年8月31日申請、令和4年2月4日認可） 対象：均質・ブレンディング設備、貯蔵設備、搬送設備等の耐震設計条件の変更、竜巻防護設備の新設、溢水影響評価、内部火災影響評価等</p>

2. 設備の廃止に関する申請

<p>・RE-1設備の廃止（予定） 対象：カスケード設備、UF₆処理設備及び均質・ブレンディング設備の保管廃棄、高周波電源設備の撤去、付着ウラン回収設備の主要配管の設置等</p>
--

3. 廃棄物建屋の増設に関する申請（今回申請）

<p>・廃棄物建屋の増設（令和4年4月5日申請） 対象：Bウラン濃縮廃棄物建屋の設置</p>
--

4. 遠心分離機の更新等に関する申請

<p>(1) 第1次（令和2年12月24日申請、令和3年7月26日認可） 対象：2Aカスケード室の遠心分離機（75tSWU/y）の設置等</p>
<p>(2) 第2次以降（予定） 対象：2Bカスケード室及び2Cカスケード室の遠心分離機（300tSWU/y）の設置等</p>

技術基準規則各条文への適合性に関連する申請対象機器等の一覧^{注) 1,2}

施設区分	技術基準規則の規定 ^{注) 3,4}		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
	名称		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設への人の不法侵入等の防止	閉じ込め機能	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	核燃料物質の貯蔵施設	警報設備	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (E、F ウラン濃縮廃棄物室)	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-※6	-	-	-	-	-	
その他の加工施設	非常用設備 ^{※1}	自動火災報知設備、消火器、屋外消火栓設備	-	○	○	-	○ -※4	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(○)※8	-	
		防火壁、防火扉、防火シャッター	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		誘導灯、非常用照明	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(○)※8	-
	通信連絡設備 ^{※1}	ページング装置	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(○)※8	○
	建物	B ウラン濃縮廃棄物建屋	-	○	○	-	○ -※4	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設共通 ^{※2}			-	-	-	(○)※3	-	(○)※5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(○)※7	-	-	-	

- 注) 1: 「○」は、本申請において技術基準規則の各条文への適合性を審査した事項。「(○)」は、新規基準以前を含めた既認可の申請において適合性を審査した事項。その他は、本申請において対象外のもの。
- 注) 2: 技術基準規則第26条から第39条までの「第三章 重大事故等対処施設」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するものであり、本申請に係る加工施設には適用されない。
- 注) 3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、第11条における安全上重要な施設に係る規定は適用されない。
- 注) 4: 本申請に係る加工施設については、B ウラン濃縮廃棄物建屋が雑固体廃棄物を貯蔵する施設であり、建屋に設置する機器に臨界管理の対象となるものではなく、閉じ込める機能が必要となる施設ではないこと、またそれらを監視する機能を有したモニタ類の設置が必要ないこと(第4条、第10条、第12条、第18条)、安全性を確保する上で重要な容器及び管並びにこれらを支持する構造物を設置する施設ではないこと(第15条)、貯蔵対象が雑固体廃棄物でドラム缶等に収納されるため要求事項における設備の設置が不要であること(第16条、第17条、第23条)、新たに放射線監視・測定設備を設置する必要がないこと(第19条)及び核燃料物質等により汚染されるおそれのない区域であること(第21条)から、該当する技術基準規則に係る規定は適用されない。

- ※1 基本設計方針により技術基準規則の条文への適合性を満足するよう設計していることを確認したもの。
- ※2 施設全体としての設計であり、既認可の基本設計方針から変更されていないことを確認した。
- ※3 津波による損傷の防止については、既認可の基本設計方針において、津波によって安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるおそれはないことから、津波防護施設等は設置しないとしていることを確認しており、本申請においては、当該基本設計方針が変更されていないことを確認した。
- ※4 航空機落下に対する考慮については、既認可の基本設計方針において、加工事業変更許可申請書のとおり、落下確率の評価結果より、設計及び工事による対応が不要であるとしていることを確認しており、本申請においては、当該基本設計方針が変更されていないことを確認した。
- ※5 加工施設への人の不法な侵入等の防止については、既認可の基本設計方針において、核物質防護規定に基づき管理、運用するとしていることを確認しており、本申請においては、当該基本設計方針が変更されていないことを確認した。
- ※6 固体廃棄物保管廃棄区画については、加工事業変更許可申請書に基づき、固体廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するよう設計していることを確認した。
- ※7 遮蔽については、既認可において、UF₆を内包する機器等を考慮した線源を設定していること及び事業所周辺の実効線量の評価結果が線量限度を十分下回るよう設計していることを確認しており、本申請においては、新設するB ウラン濃縮廃棄物建屋内の固体廃棄物(ゴム手袋等)による実効線量への寄与が無視できるほど小さく、新たな線源の設定が不要であることを確認した。
- ※8 申請対象機器等が非常用電源設備の負荷であるため、非常用電源設備の容量に対して申請対象機器等が影響を与えないものであること確認した。

技術基準規則各条文への適合性を確認するに当たり参照した書類の一覧^{注) 1, 2}

技術基準規則の規定 ^{注) 3, 4}		第4条	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	第25条	
		核燃料物質の臨界防止	安全機能を有する施設の設置	地震による損傷の防止	津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	加工施設閉じ込めへの人の不法な侵入等の防止	火災等による損傷の防止	加工施設内における溢水による損傷の防止	安全避難通路等の設置	安全機能を有する施設の設置	材料及び搬送設備	核燃料物質の貯蔵等	警報設備	放射線管理施設	廃棄施設	核燃料物質等による汚染の防止	遮蔽	換気設備	非常用電源設備	通信連絡設備			
本文	基本設計方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	
	工事の方法	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○
	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添付	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	○	
	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	核燃料物質の臨界防止に関する説明書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線による被ばくの防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	加工施設の耐震性に関する説明書	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	強度に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設の火災防護に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	加工施設の内部飛散物による損傷防護に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通信連絡設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	安全避難通路及び照明設備に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警報設備等に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
放射線管理施設に関する説明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	

注) 1: 「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に申請対象建屋及び申請対象機器等において対象とならないことも含め確認した書類。

注) 2: 技術基準規則第26条から第39条までの「第三章 重大事故等対処施設」の規定は、プルトニウムを取り扱う加工施設に該当するものであり、本申請に係る加工施設には適用されない。

注) 3: 本申請に係る加工施設については、安全上重要な施設はないため、第11条における安全上重要な施設に係る規定は適用されない。

注) 4: 本申請に係る加工施設については、Bウラン濃縮廃棄物建屋が雑固体廃棄物を貯蔵する施設であり、建屋に設置する機器に臨界管理の対象となるものはなく、閉じ込める機能が必要となる施設ではないこと、またそれらを監視する機能を有したモニタ類の設置が必要ないこと(第4条、第10条、第12条、第18条)、安全性を確保する上で重要な容器及び管並びにこれらを支持する構造物を設置する施設ではないこと(第15条)、貯蔵対象が雑固体廃棄物でドラム缶等に収納されるため要求事項における設備の設置が不要であること(第16条、第17条、第23条)、新たに放射線監視・測定設備を設置する必要がないこと(第19条)及び核燃料物質等により汚染されるおそれのない区域であること(第21条)から、該当する技術基準規則に係る規定は適用されない。